

「関西広域連合（仮称）」について



滋賀県 企画調整課

広域連合とは？

広域連合の法的性格

・地方自治法に定める、地方自治体の組合（特別地方公共団体）

地方自治法(抄)
第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

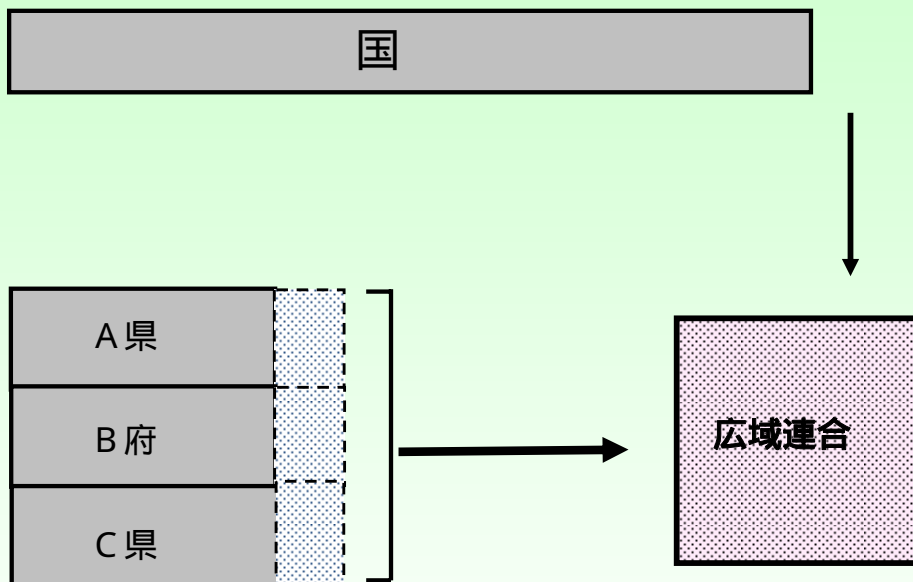
一部事務組合との主な相違点

区分	一部事務組合	広域連合
設置の目的	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する
国等からの権限移譲の委任	-	・国又は都道府県は、広域連合に対し直接権限・事務の委任を行うことができる。 ・都道府県の加入する広域連合は、国に権限・事務の移譲を委任するよう要請することができる。
構成団体との関係等	-	・広域計画を策定し、その実施について構成団体に勧告することができる。
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有するものは、広域連合に対し規約の変更等について構成団体に要請するよう求めることができる。

道州制と広域連合との違い

広域自治体と国・府県との関係のイメージを表現した図

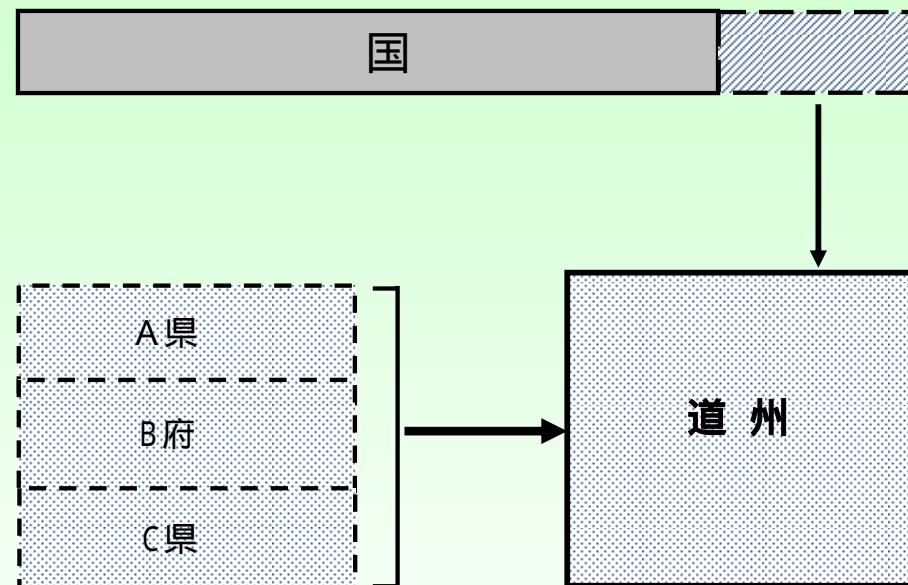
【広域連合】



ポイント

- 府県は存置
- 府県域を越えた事務の共同処理が可能
- 財源は構成団体からの分賦金等
- 構成団体の意向が反映されるため、利害調整が必要

【道州】



ポイント

- 府県は廃止
- 新たな行政区域の事務を処理
- 新たな税財政制度の構築が必要
- 道州都への一極集中という不安(地方の疲弊の懸念)

検討の経過

関西広域連合(仮称)への参加を検討している府県

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 の2府5県

H17.1 H19.9 10 H20.3 7 H21.3 8 H22.1 H22年中

関西分権改革研究会：「国に権限 財源移譲を要求できる広域連合方式を検討すべき」

関西広域機構(KU)
1「分権改革推進本部」設置

第1回本部会議：「実現可能な広域連合案の合意を目指して、検討を進める」

第2回本部会議：「次回までに、関西広域連合(仮称)最終骨格案をとりまとめる」

第3回本部会議：「検討の段階から設立に関する具体的な準備段階に移行する」

第4回本部会議：「本部は、2009年中の関西広域連合」設立を目指す」

【検討体制の変更】

「事業企画チーム中心の検討体制」
WG方式から、検討に積極的な府県を主査に、事業企画チームを構成。
「設立準備部会の設置」
検討に積極的な府県で構成

第5回本部会議：「議会との十分な審議を行う中で、早期の規約案の上程に向けた具体的な準備を進める」

【検討体制の変更】

「担当府県中心の検討体制」
「設立時に委員を担当予定の」知事と協議しながら、事業内容の検討を行う。
「新設立準備部会の設置」
参加を前提とした検討に前向きな府県で構成

設立準備部会(関係府県知事会議)
「2月議会(特別委員会等)で議論を深める」
「2010年中の適切な時期に規約案を議会に上程できるよう努力する。」

各府県議会で
「関西広域連合」の規約(案)上程(予定)

【事業分野ごとWGで検討】

1 分権改革推進本部(各団体のトップが出席：H19.10～)

< 構成団体 >

自治体 ... 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、三重県、徳島県、鳥取県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
経済団体 ... (社)関西経済連合会、大阪・京都・神戸・堺の各商工会議所、(社)関西経済同友会、関西経営者協会

議会への説明・報告の状況

H20. 5.19	(地方分権・財政対策特別委員会)	地方分権及び道州制をめぐる動向について
H20. 6.13	(総務・政策常任委員会)	地方分権、道州制の動向と関西広域連合について
H20. 8.12	(総務・政策常任委員会)	関西広域連合(仮称)の骨格案について
H20.12.15	(総務・政策常任委員会)	関西広域連合(仮称)について
H20.12.18	(地方分権・財政対策特別委員会)	関西広域連合(仮称)について
H21. 1.16	(各会派代表者会議)	地方分権、道州制、関西広域連合について
H21. 5.20	(地方分権・行財政対策特別委員会)	地方分権改革の推進について
H21. 5.21	(各会派代表者会議)	関西広域連合(仮称)について
H21. 6.17	(地方分権・行財政対策特別委員会)	関西広域連合(仮称)について
H21.12.16	(地方分権・行財政対策特別委員会)	関西広域連合(仮称)について
H22. 3.18	(地方分権・行財政対策特別委員会)	関西広域連合(仮称)について
H22. 5.26	(地方分権・行財政対策特別委員会)	付議事件に係る関係部局の取り組みについて
H22. 6.17	(地方分権・行財政対策特別委員会)	関西広域連合(仮称)について

趣旨

設立のねらい

- 1 地方分権改革の突破口を開く
(分権型社会の実現)
- 2 関西における広域行政を展開する
(関西が一丸となった推進体制づくり)
- 3 国と地方の二重行政を解消する
(国の地方支分部局の事務の受け皿づくり)



制度疲労を起こしている中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を作り上げていくための具体的な手段として、関西広域連合（仮称）を設立する。



基本方針

- 1 **まず一步を踏み出す** ~ 早期に実施可能な事務から取り組む ~
- 2 **生活重視の運営を行う** ~ 住民生活に直結する事務から取り組む ~
- 3 **柔軟な参加形態とする** (注) ~ 早期設立と全団体参加への道筋 ~
- 4 **簡素で効率的な執行体制とする** ~ 簡素で効率的な執行体制とする ~
- 5 **成長する広域連合を目指す** ~ 実施する事務を順次拡大する ~
- 6 **これまでの広域連携の取組を発展させる** ~ 官民連携の蓄積を生かす ~

(注) 設立後の新規参加、事務毎の部分参加、参加する事務の段階的拡充、構成団体に準ずる団体の参画など

道州制との関係

道州制については、関西広域連合の活動実績を踏まえ検討。

広域連合に参加することの「メリット・デメリット」に関する基本的認識

広域連合に参画することのメリット

- ・法的な根拠に基づく広域事務の調整の場ができる。
- ・確たるルールのもとで、本県の発言権を確保できる。
- ・国の事務・権限を受けることができる。
- ・国に対して、国の事務・権限の一部を広域連合が処理するよう要請できる。

広域連合に参画することのデメリット

- ・新たな組織体制づくりが必要になる。
- ・一定の負担金が必要となる。

実施事務

段階的事務の拡充

当初の事務(3年程度)
広域防災
広域観光・文化振興
広域産業振興
広域医療連携
広域環境保全
資格試験・免許等
広域職員研修

順次拡充する事務	
当 初 の 7 分 野	拡 充
交通・物流基盤整備	
行政委員会事務	

+

随時
国からの事務 移譲による更なる拡充
国の出先機関 改革に伴う 広域的事務・権 限の拡充

広域防災

現状・・・

滋賀県民を含め、関西の府県民は通勤や通学、買い物など、日常的に移動しています。

「滋賀県 他府県」の通勤・通学者は、

約 9.5万人 (通勤)7.5万(通学)1.9万

うち、京都へ6万人、大阪へ2.5万人が通勤・通学 (H17国勢調査)

県内の約2万世帯が

「主に京都・大阪へ買い物に出る」(消費購買動向調査H19.3)

広域的な危機管理事案が発生した場合の課題

広域応援・調整の責任主体が不在

府県間の応援協定があり、一定の機能は果たせるが、応援を担う府県の権限や責任範囲があいまい。

広域災害時の共通の対応方針がない

滋賀県をはじめ、多くの府県民が、「帰宅困難者」になる可能性が高く、事前の対策や啓発が必要。

(大阪の上町断層帯地震では約200万人を想定)

集中する支援の配分調整の主体が必要

情報や調整の一元化による判断と迅速な人的支援や支援物資の配分調整が必要。

新型インフルエンザ発生時の情報共有が必要

県外の患者や行政についての情報の入手に時間を要した。

関西広域連合は

府県域を越える危機管理事案発生時に、

(東南海・南海、直下型地震や新型インフルエンザの流行など)

広域連合長が広域的な主体として、

関西全体の対応調整や情報等の集約等を行い、

府県の応援調整や住民等への情報提供を担う。

ことで、住民の安全・安心へつなげます。



関西広域連合で取り組む事業(検討中)

帰宅困難者支援

・徒歩帰宅者へ「トイレ」「水」「道路情報」等を提供する「災害時帰宅支援ステーション」の普及強化

府県間相互応援体制の強化

情報収集や府県間調整を一元的に担い、人的支援や生活物資の配分を迅速かつ的確に行う仕組みを構築。

高度、専門的な人材の育成

最先端の防災研究所・研修機関と連携した研修の実施

救援物資の計画策定・共同備蓄実施の検討

公平な負担ルールのもと計画的な備蓄を実施。

新型インフルエンザ対応

感染拡大に係る情報の収集・集約

本県が関西広域連合で取り組むメリット例

[花折断層帯地震 (M7.6 避難者(京都・滋賀)約50万人を想定)]

帰宅困難者支援

・滋賀県への帰宅者約8.5万人に、被災状況や交通状況、帰宅経路等の情報提供などを行うことができる。

共同備蓄

・滋賀・京都併せて約50万人分(約1日分)の食料備蓄に加え、**約50万人分(3.4億円相当)が活用できる。**

[新型インフルエンザ発生時]

危機情報を一元的に集約

・**県内の新型インフルエンザ対策に生かすことができる。**

関西広域連合で取り組む上での課題・懸念

既存の「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する協定」に基づく応援体制を基に、広域連合が府県間の応援調整を行っていくためには、不参加県との調整が必要。

備蓄に対する各府県間の考え方が異なるため、「共同」で取り組むための調整が必要。

広域観光

現状・・・

日本はアジアからの観光客が多い。

市場	2003年(人)	2008年(人)	伸び率
韓国	1,459,333	2,382,397	63.3%
台湾	785,379	1,390,228	77.0%
中国	448,782	1,000,416	122.9%
米国	655,821	768,345	17.2%
香港	260,214	550,192	111.4%

(JNTO(国際政府観光局)訪日外客数調査より)

うち中国から約50%が関西へ(他国から平均約25%)
(H20 JNTO調査より)

アジア4カ国の関西ツアーに「滋賀」が含まれている割合 約12% (中国ではごくわずか)
(H20 KPOレポートより)

滋賀県の外国人宿泊者数は約11万人(推計)で、
近畿全体の約2.7% (H20 国土交通省宿泊旅行統計調査)

滋賀県での滞在日数は7割以上が「1日」
(H17 滋賀県観光動態調査より)

うち、6割～7割強が京都・大阪を訪問。
(H17 滋賀県観光動態調査より)

中国の訪日リピーターは13.4% (他国50～80%)
(H20 JNTO調査より)

訪日外国人個人旅行者が旅行中に感じた不便・不満調査(H21 JNTO)

- 「標識等(案内板、道路標識、地図)の多言語化など
- 「観光案内所」(場所等)
- 「言葉」

中国をはじめとする東アジアは
今後、最大の市場

課題・・・

関西各地をつなぐルート設定、リピーター獲得
戦略が必要。

「滋賀」を含む広域観光ルート売り込みが急務。
関西全体で外国人観光客を迎える環境整備が必要。

まずは関西への誘客
広域観光ルートの設定
トッププロモーション



滋賀を含めた関西広域観光ルートの確立
滋賀県への外国人観光客の増加

外国人観光客の増加に向けて

滋賀県は、関西広域連合において、
旅行者のニーズに合う広域観光ルート設定
海外プロモーションの実施

滋賀を含む広域観光ルートの設定例

- 1) 関空 京都(寺社) 滋賀(泊)(自然・温泉)
大阪(食・買い物) 関空
- 2) 関空 神戸(買い物) 京都(泊) 滋賀(自然) 関空

関西地域限定通訳案内士(仮称)制度の創設

関西で一つの制度を導入し「言葉の不便」を解消、
関西周遊をサポートする体制を整える。

観光案内表示の基準統一

「標識等の多言語化」により、外国人観光客の不
便解消を目指す。

に取り組み、滋賀の持つ質の高い「おもてなし」や秀逸
な観光素材をはじめ、環境の取組を生かした、効果的な
体験型素材などを盛り込んだ関西広域観光ルートを設
定し、滋賀県への観光客を増やします。

関西広域連合での取組により、

本県の外国人宿泊者数9万人増の達成を
(2009～2013年滋賀県目標：滋賀県観光新指針)
より確実なものとしします。

関西広域連合で取り組む上での課題・懸念

広域連合の取り組みによって、不参加の府県が
一定の効果を受取る場合、負担について調整
が必要となる。

事業の推進にあたっては、既存の連携組織との調
整や、国、関連団体等との連携・調整の仕組みが
新たに必要となる。

地域限定通訳案内士制度の創設では、これまで県
内での活用が少なく、どれだけ広域ルートによる
需要を掘り起こせるかが課題。

広域産業振興

現状・・・

08年～09年の関西における企業の設備投資は、2,000億円超とバブル期並みの高水準
(日本政策投資銀行調)

関西には、滋賀を含め太陽電池やリチウムイオン電池などの環境・新エネルギー産業が集積(右図)

滋賀県は日本有数の「モノづくり県」

(県内総生産に占める第2次産業の割合が46.7%)

- ・H18～20の県内工場立地件数は近畿圏で2位
- ・うち、京都、大阪、兵庫を本社とする企業が約36%(H11～20)と、関西の「モノづくり」を支えている。
- ・医工連携など地域特性を活かした取組を促進

滋賀県は企業も認める「環境先進県」

- ・出展小間数約500を誇る国内最大級の環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」を12回開催

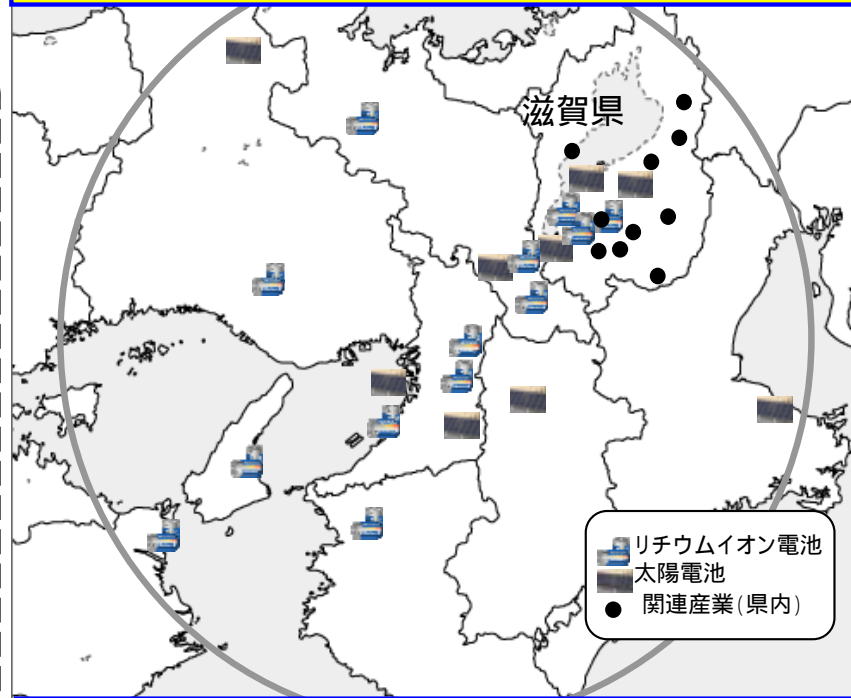
メッセによる売上増加見込み額 7.1億円

(2009年出展者アンケートからの推計額)

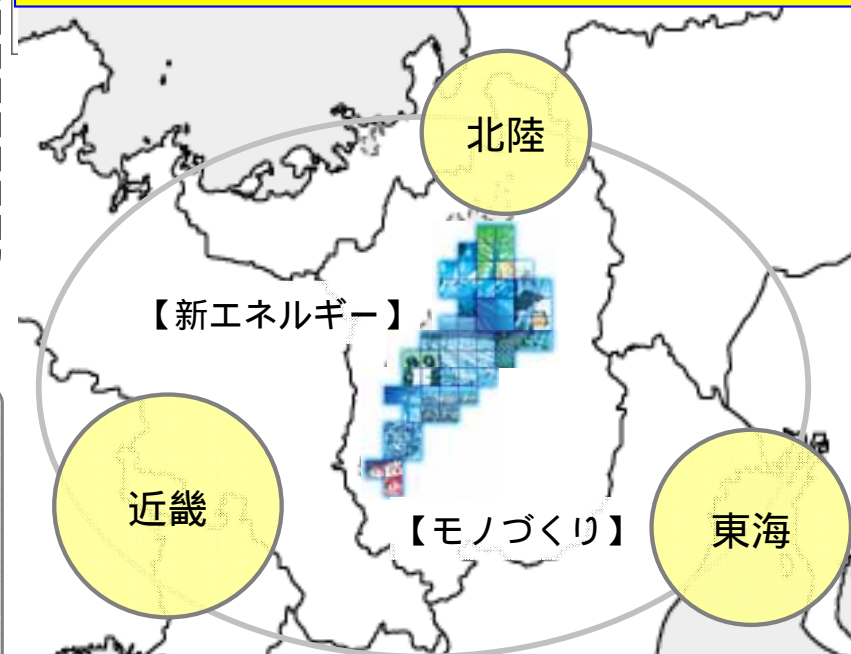
滋賀県は東海・北陸の産業集積地との結節点

- ・滋賀県は、古代から交通の要衝(舟運・陸運)
- ・新名神が開通し、関西・東海の2大都市圏を結ぶ。

新エネルギー・リージョン「関西」



「環境先進県」滋賀県が結ぶ経済圏



さらなる滋賀の産業活性化へ

関西広域連合で取り組む主な事業

「関西産業ビジョン」の策定
関西の方向性、育成する基幹産業を提示。

産業クラスター連携戦略を構築

研究施設等の利活用による相乗効果を図る。

公設試験研究機関(公設試)の連携

- ・関西の公設試の設置機器一覧情報提供
- ・人材交流 ・技術支援分野マップの作成。
- ・特殊な装置等を中心に設備の共同利用を促進

合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施

- ・他都市圏向け中小企業総合展などを展開。

新商品調達認定制度によるベンチャー支援

- ・広域連合が「新商品」を認定、各府県が調達し、中小企業者の新事業創出等を支援

関西での取組による本県への波及効果

合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施により(県負担額は約90万)、

滋賀県企業で

約6.5億円の商談効果を見込む

環境産業などを基幹産業として関西全体で育成、国際競争力の強化が図られると、域内企業の新規投資、製造出荷などに伴う県内企業への波及効果も期待できる。

関西広域連合で取り組む上での課題・懸念

公設試験研究機関の連携を進める中で、県内企業が持つ独自の先端技術や地場産業などへの適切な技術支援を行う仕組みにする必要がある。

広域連合が「新商品」を認定して各府県が調達するために、政令の改正が必要になる。

広域的課題・・・

関西全体で、成長分野である環境産業を支え、国際競争力をつける必要がある。

競争力強化のためには、目的と役割を明確にした関西全体の戦略が必要。

「モノづくり」を支える県内の中小企業育成のため、様々な分野の技術力や製品企画力の向上、販路拡大への支援が不可欠。

(ドクターヘリの共同運航)

ドクターヘリとは

救急専用の医療機器を装備し、専門医や看護師等が搭乗、救急現場等から救命救急センター等に至るまで、患者に救命医療を行うことのできる専用ヘリコプターです。

ドクターヘリの導入により

医師と看護師が同乗するため、現地でいち早く治療が開始できます。

治療と並行しながらの搬送も可能です。

重症患者の救命率向上、後遺症等の軽減により、早期の社会復帰につなげることができます。

県民の生命を守る施策の充実につながります。

導入方法の比較 (メリット デメリット)

滋賀県が単独で導入

片道約15分で現場に到着できる配置が可能。
出動件数に関わらず、運航費用が固定される。
医師、看護師の確保が必要。

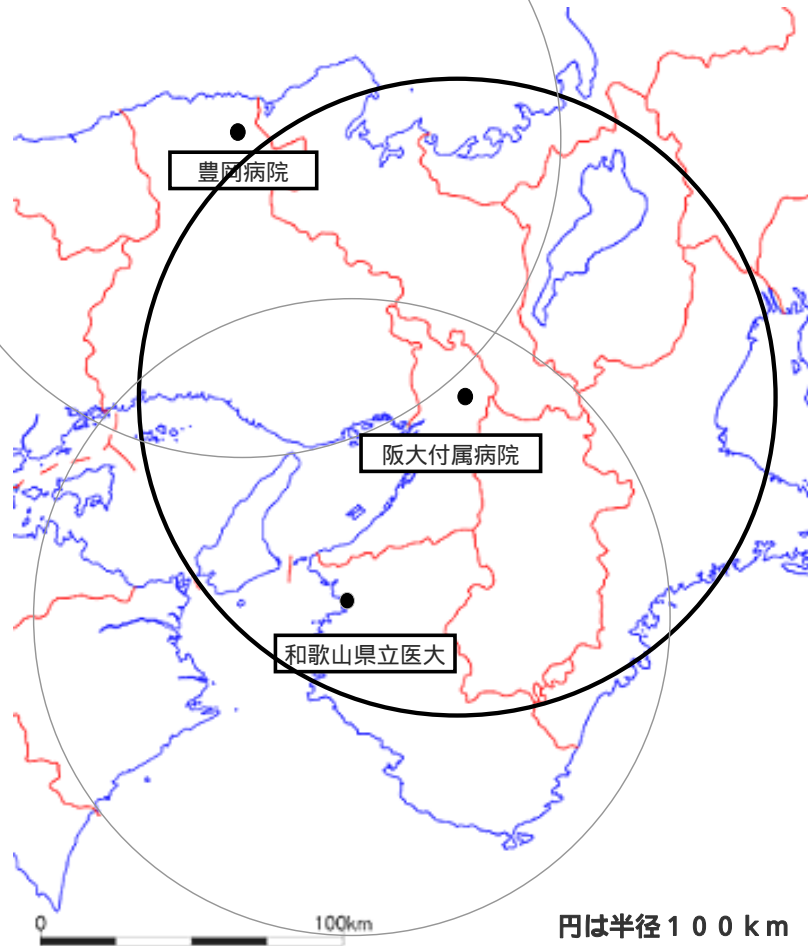
他府県ヘリの共同利用

出動要請が少ない場合に効率的。
運航リスクはヘリ所有府県。
需要増への対応に限界。

広域連合での他府県との共同運航

利用に応じた負担のため、単独導入と比較して費用負担リスクが少ない。
需要増への対応可能。
複数機の配置による補完体制の構築が可能。
追加配置などにより本県にとって効果的な配置・運航がされなければメリットは少ない。

設立から概ね三年の間に実現を目指す。



円は半径100km
運航時間は約30分

救急医療体制の充実へ

現在検討している滋賀県でのドクターヘリ運航までの流れ

- 1 関西広域連合設立までは、他府県(大阪府)のドクターヘリの共同利用を検討。
- 2 関西広域連合設立後概ね3年以内に、3機のドクターヘリの関西広域連合への移管において、本県にとっての効果的な配置・運航を目指す。

さらに・・・

関西全体における最適で効率的なドクターヘリの配置計画の策定、ドクターヘリの追加配置などにより、ドクターヘリ救命救急の一層の充実を期待。

関西広域連合での共同運航により、

本県にとっても、

- ・重症患者の救命率の向上を図ることができる。
- ・運航経費の軽減、人件費や管理リスクの軽減を図ることができる。
- ・複数機のドクターヘリで補完することが可能。

経費の比較

- ・滋賀県単独で導入した場合 約3,000万円
- ・広域連合で実施した場合 約2,000万円

といったメリットがある。

関西広域連合で取り組む上での課題・懸念

3機のドクターヘリが関西広域連合に移管されても、活用できるのは大阪府のヘリ1機のみとなる。

追加配置については、設立後に検討するため、基地病院や医師、看護師の確保などの調整段階で、本県に効果的なものとなるよう主張していく必要がある。

広域環境保全

(温室効果ガスの削減への取組)

現状・・・

地球温暖化対策としての二酸化炭素などの温室効果ガス削減が急務。

住民や事業者を含めたオール関西での取組を進める必要がある。

なぜ今関西から？

“環境先進圏「関西」”

【低炭素社会の実現】

滋賀県では、2030年の温室効果ガス50%削減(1990年比)を目標とした第三次環境総合計画を策定。

【京都議定書】

1997年に京都で開催された温暖化対策を協議する国際会議で、初めて法的拘束力を持った削減のための議定書を採択。

【環境技術の集積地】

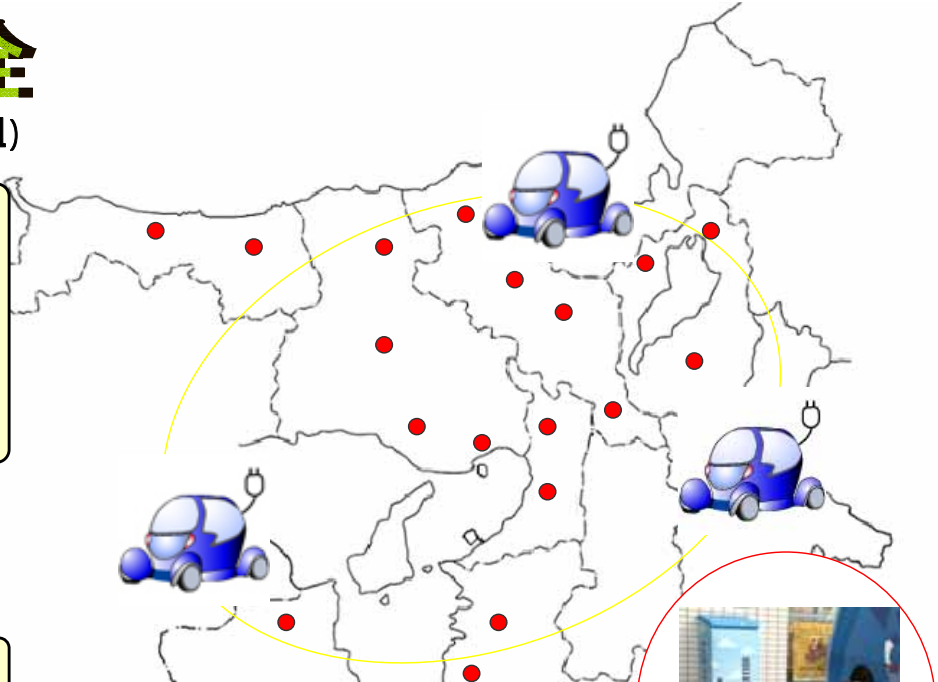
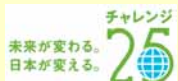
太陽光発電や電気自動車用蓄電池、液晶パネルなどの産業、環境の研究について世界トップクラスの大学や研究機関が集積。

持続可能な社会の実現に向けて

関西広域連合は・・・

「環境先進圏」として、

「低炭素社会“関西”」を目指します。



● 充電スタンド設置イメージ



充電中の電気自動車



駐車場に設置されたスタンド



店舗に設置されたスタンド

出典：(社)次世代自動車振興センターHP



(出典：三菱自動車工業)



関西広域連合で取り組む事業例(検討中)

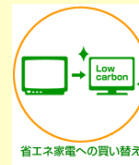
温室効果ガス削減のために、

関西広域環境保全計画を策定します。

・計画に基づいた一体的な取組を促進

住民や事業者の取組を応援します。

- ・関西エコオフィス運動の推進
- ・エコドライブの推進
- ・省エネ家電の普及促進 など



電気自動車の普及促進を行います。

- ・長距離移動が可能となるよう、広域に整備される充電設備の情報を広く発信



国の長期ロードマップ(環境大臣試案)では、2020年の目指すべき姿として、自動車販売台数の7%が電気自動車になるとされています。

関西広域連合での取組により、全国を上回る普及率が達成され、本県の目指す温室効果ガス半減をより確実なものとしします。

関西広域連合で取り組む上での課題・懸念

温室効果ガスの削減目標など、各府県の温暖化対策との調整が必要。

各取組で先行している府県や関係団体との調整が必要。

広域環境保全

(カワウ保護管理の取組)

現状・・・

カワウは全国に約15万羽生息と推定

・関西圏におけるカワウの生息数は、詳細な調査が行われていない地域もあり、不明。

近年生息数が急激に増加し、それに伴って被害が深刻化

・カワウは一日あたり300g～500gの魚を捕食。このため、多数のカワウが生息する地域では多大な漁業被害が発生。
 ・多数のカワウが営巣するコロニーでは、樹木の枯死がおこるなど植生被害が発生。
 ・住宅地付近にねぐらがある場合は、糞の悪臭など生活環境被害も発生。

カワウは広域を季節的に移動するため、府県が単独で保護管理を実施することは困難

・季節的にはいなくなってしまうため、イノシシやシカなどの対策が優先され、カワウ対策は後回しになる傾向。
 ・捕獲を行っても次年度にはまた飛来するなど、単独府県では効果が見えにくい。

広域的な連携を図るため、中部近畿カワウ広域協議会が設立

・情報共有など緩やかな連携にとどまっておらず、対策方針は府県が決定するなど広域的な視点からの対策を実施するには限界がある。

1巣に3羽も育つヒナ



漁場に大群で飛来するカワウ



カワウにより枯死した樹木



関西広域連合で取り組む事業例（検討中）

適正な広域保護管理を実施するために、

モニタリング調査の実施

(カワウの生息数や分布状況等を把握するための調査)

- ・生息動向調査の実施
- ・被害調査のとりまとめ
- ・被害対策調査のとりまとめ など

被害防除に関する事例調査研究の実施

滋賀県や他圏域での事例も参考に、効果的な被害防除方法について調査研究を実施。

広域保護管理計画の策定

関西全体を見据えた広域的な視点からの保護管理計画を策定。

個体数管理のために、各府県における捕獲の目標数と実施時期を設定するなど、総合的な調整を実施。

関西広域連合での取組により、

本県のカワウ保護管理計画の目標である

カワウの生息数 : 4,000羽の達成
漁業被害および植生被害の軽減

をより確実なものとしします。

関西広域連合で取り組む上での課題・懸念

初の具体的な広域的取組であり、計画の策定にかかる各府県や関係団体との調整が必要。

計画に基づき、捕獲や防除等の取組が各府県で適切に実施される体制の構築が必要。

広域的課題・・・

広域的な対策を実施するための基礎的データの蓄積

広域的な視点に立った保護管理計画の立案と、各府県の対策の調整

各府県の実施対策の取りまとめ、評価、次計画へのフィードバック

組織

組織の全体像

広域連合議会

広域連合の予算・条例等の議決機関

選挙管理委員会

監査委員

公平委員会

会計管理者

広域連合委員会

広域連合長

委員長（広域連合長）	副委員長（副広域連合長）
委員（広域防災担当）	委員（広域観光・文化振興担当）
委員（広域産業振興担当）	委員（広域医療連携担当）
委員（広域環境保全担当）	委員（資格試験・免許等担当）
委員（広域職員研修担当）	

構成団体の多様な意見を反映させるための、各知事による協議機関

広域連合協議会

広域連合長
構成団体の長
関係地方公共団体の長
市長会代表者
町村会代表者
経済団体等代表者
学識経験者等

関係機関の長等による広域連合の運営や将来像に係る諮問機関

事務局